

感染症の予防対策について

学務課 学生係

本学では、平成 21 年 4 月 1 日より、感染症の集団感染予防対策として、感染症にかかった学生に対して、「学校への出席停止の指示」及び「出席停止期間の授業の取り扱い」について、下記のとおり取り扱うことにしていますので、適切に対応してください。

記

1 感染症にかかった学生への対応

(1) 出席停止の指示

学校保健安全法施行規則第 18 条（感染症の種類）に定める感染症にかかった学生には、同法施行令第 6 条（出席停止の指示）に基づく出席停止の指示をする。

(2) 出席停止期間にかかる授業の取り扱い

学校保健安全法施行規則第 18 条第 1 項第 2 号に掲げる感染症、インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱（但し、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎は除く。）にかかり、出席停止の指示を受け、医師の診断書を提出した学生の当該期間にかかる授業は、出席扱いとする。ただし、実習などの実務を行うことが目的のものは、この限りでない。

2 学生の義務

(1) 感染症にかかった者、又は疑いのある者は、直ちに下記の担当部署へ報告し、感染症の予防対策に関する説明を受けること。

(2) 感染症にかかった者、又は疑いのある者は、直ちに医療機関で検診を受けること。

(3) 感染症にかかった者、又は疑いのある者は、感染を広げないように学校へは来ないこと。
また、通院以外の外出も極力控えること。

(4) 病気回復後は、速やかに医師の診断書を提出すること。

3 感染症に関する担当部署（報告・問合せ先）

(1) 北方キャンパス

学生相談室 電話番号：093-964-4016 メールアドレス：soudan@kitakyu-u.ac.jp

(2) ひびきのキャンパス

学務課 学生係 電話番号：093-695-3350 メールアドレス：h-gakusei@kitakyu-u.ac.jp

学生のみなさんへ

重要

～感染症による出席停止について～

北九州市立大学では、感染症の集団感染症予防対策として、感染症にかかった学生には出席停止の指示を行います。

＜＜対象となる感染症は以下のものです＞＞

インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）・風疹
はしか（麻疹）・咽頭結膜熱・水ぼうそう（水痘）
おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）・百日咳

— 感染症の診断を受けた後の流れ —

感染症の診断



その時点で、学務課学生係に連絡



職員が 今後の対応 について説明します

- ★大学は出席停止⇒期間は、感染症の種類・経過で異なります
- ★医療機関の「診断書」を取ってください（出席扱い確認書申請に必要）
- ★健康管理や、その後の経過報告などについて説明します



回復後、学務課学生係へ（診断書・印鑑持参）

出席扱い確認申請書を提出



出席扱い確認書の受取



各自で欠席授業担当教員へ

注意：連絡なく、欠席した場合は
申請できません。

ご相談・お問い合わせ先：学務課 学生係

電話番号：093-695-3350（8:30～17:15）

メールアドレス：h-gakusei@kitakyu-u.ac.jp